

無罪推定なのに  
どうして？

家族に  
見られたく  
ない・・・

# 刑事法廷内での 手錠 × 腰縄 使用と 被疑者・被告人の人権保障

2024年9月17日(火) 15:00~17:30

山梨県弁護士会館 (甲府市中央1-8-7) 予約不要

## プログラム

- × 基調報告  
刑事法廷内での手錠腰縄使用の現状を報告します
- × 模擬取調  
法学部の学生に取調べを体験してもらいます
- × パネルディスカッション  
パネリスト：  
鈴木優典 教授 (山梨学院大学法学部・刑法)  
高部裕史 弁護士 (山梨県弁護士会)  
学生 (山梨学院大学法学部)  
コーディネーター：  
加藤英輔 弁護士 (山梨県弁護士会)

手錠・腰縄が施された自分の姿が人前で晒されることに抵抗を感じない人はほとんどいません。これまでの裁判においても、手錠・腰縄姿が晒されないことは人格的利益の一つとして認められてきました。

刑事法廷内で手錠・腰縄姿が晒されることは、無罪推定の原則や防御権行使、対等当事者の地位、予断排除の原則等との関係でも重大な問題をはらんでいます。

(第66回日弁連人権擁護大会シンポジウム第二分科会「これでいいの？法廷内の手錠・腰縄」より)

主催・お問い合わせ先



山梨県弁護士会

TEL: 055-235-7202 <https://yama-ben.jp/>

共催: 日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会

駐車場のご用意がありません。  
近隣の有料駐車場か公共交通機関をご利用ください。

